

議員提出第6号議案

島根県がん対策推進条例の一部を改正する条例

1 提案理由

がん対策における県の責務並びに県民、保健医療福祉関係者及び事業者の役割を明確化し、相互連携を図るとともに、がん患者の就労支援、小児がん対策、がん教育の推進など新たな課題へ対応し、施策及び支援体制の充実を図る必要がある。これがこの条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

改正後	改正前
平成18年9月29日 島根県条例第48号 (目的) 第1条 この条例は、がんが県民の疾病による死亡の最大の原因となっている等がんが県民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状にかんがみ、質の高いがん医療（科学的な知見に基づく適切ながんに係る医療をいう。以下同じ。）の実現並びにがんの予防及び早期発見の推進を	平成18年9月29日 島根県条例第48号 (目的) 第1条 この条例は、がんが県民の疾病による死亡の最大の原因となっている等がんが県民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状にかんがみ、質の高いがん医療（科学的な知見に基づく適切ながんに係る医療をいう。以下同じ。）の実現並びにがんの予防及び早期発見の推進を

図るため、県民、がん患者及びその家族、保健医療福祉関係者、事業者、教育関係者、報道関係者、県議会、県、市町村等が一体となってがん対策を総合的に推進することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、国、市町村、県民、患者会等（がん患者、その家族等により構成される県内の民間団体をいう。以下同じ。）、保健医療福祉関係者、教育関係者、事業者その他関係する機関及び団体と連携し、がん対策基本法（平成18年法律第98号）第11条第1項の規定により県が策定するがん対策推進計画に従い、本県の特性に応じたがん対策を実施するものとする。

(県民の役割)

第3条 県民は、がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に注意を払い、必要に応じ、がん検診の受診に努めるものとする。

図るため、 _____

_____ がん 対策を総合的に推進することを目的とする。

[新設]

[新設]

(保健医療福祉関係者の役割)

第4条 保健医療福祉関係者

は、質の高いがん医療及びがんに関する情報の提供に努めるとともに、県が講ずるがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

[新設]

(事業者の役割)

第5条 事業者は、従業員に対し

しがんの予防、がん検診の受診等に関する啓発に努めるとともに、県が講ずるがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

[新設]

(がん医療の水準の向上)

第6条 県は、がん診療連携拠点病院

(厚生労働省が定める指針に基づき厚生労働大臣が指定する病院をいう。以下同じ。)その他の医療機関等の間における連携協力体制を整備すること、医療機関におけるがん医療を提供する体制の強化を支援すること、がん患者に関わる多職種連携によるチーム医療の推進など医療機関に対してがん医療に関する情報を提供することその他の

(がん医療の水準の向上)

第2条 県は、がん診療連携拠点病院

(厚生労働省が定める指針に基づき厚生労働大臣が指定する病院をいう。以下同じ。)その他の医療機関等の間における連携協力体制を整備すること、医療機関におけるがん医療を提供する体制の強化を支援すること、

医療機関に対してがん医療に関する情報を提供することその他の

県内におけるがん医療の水準の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(県民に対するがん医療に関する情報の提供)

第7条 [略]

(がんの予防及び早期発見の推進)

第8条 [略]

(小児がん対策の推進)

第9条 県は、医療機関その他の関係機関と連携して、小児がん患者及びその家族に対する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(緩和ケアの推進)

第10条 [略]

(患者会等の活動の支援)

第11条 県は、患者会等

_____が
行うがん患者の療養生活及びその家族の生活に対する活動を支援するために必要な施策

県内におけるがん医療の水準の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(県民に対するがん医療に関する情報の提供)

第3条 [略]

(がんの予防及び早期発見の推進)

第4条 [略]

[新設]

(緩和ケアの推進)

第5条 [略]

(患者会等の活動の支援)

第6条 県は、がん患者、その家族等により構成される県内の民間団体(第8条において「患者会等」という。)が行うがん患者の療養生活及びその家族の生活に対する活動を支援するために必要な施策

を講ずるものとする。

(就労の支援)

第12条 県は、がんにより患しても働き続けることができるよう、がん患者及び事業者に対する相談支援及び情報の提供の体制整備、県民の理解を深めるための普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解及び関心を深めるための施策)

第13条 [略]

(がん教育の推進)

第14条 県は、市町村、教育関係者、保健医療福祉関係者、患者会等と連携し、児童、生徒等に対し、健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理し、がんに関する正しい知識及び病気とともに生きる人々に対する正しい理解を深めるための教育が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

を講ずるものとする。

[新設]

(県民の理解及び関心を深めるための施策)

第7条 [略]

[新設]

(国等との連携)

[削る]

第8条 県は、国、市町村、医療関係団体、医療機関、患者会等その他の関係機関及び関係団体との連携を図りつつ、がん対策を推進するものとする。

- 3 施行期日
公布の日から施行する。